

令和5年 八潮市農業委員会9月総会 議事録

1 開催日 令和5年9月25日(月)

2 開催時間 午後3時45分から

3 会場 市役所第2会議室

4 出席委員 14名

会長 1番 小早川喜一

会長職務代理者 2番 鈴木 新一

委員 3番 大塚 一宏

9番 田中 幸夫

4番 齋藤 富子

10番 松田 淳一

5番 福岡 達則

12番 石井 清巳

6番 飯山 敏行

13番 関根 幸子

7番 新井 孝美

14番 荻野 透

8番 鈴木 隆

15番 白倉 明久

5 欠席委員 1名

委員 11番 荻野 勝利

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件

7 協議事項

生産緑地地区の都市計画の変更(案)について

8 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地転用許可後の工事完了届について

9 その他

10 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 清水 茂

主任 五十嵐陽子

開会 午後 3時45分

◎開会の宣告

○事務局長 それでは、皆さん、研修、大変お疲れさまでございました。

総会を開催する前に、都市農業課の人事異動について報告させていただきます。

今年の4月に配属されました〇〇は、都合により7月で退職となりましたが、その後、9月1日付で人事異動がございまして、2人の職員が都市農業課兼務として新たに配属されました。先月紹介できなかった臼倉係長を含めまして、これより自己紹介させていただきます。

○臼倉都市農業係長 都市農業係の臼倉と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

○北條都市農業課員 都市農業課の北條と申します。9月1日付で配属になりました。よろしくよろしくお願いいたします。

○小野坂都市農業課員 小野坂と申します。同じく9月1日付で配属となりました。よろしくお願ひします。

○事務局長 それでは、今後ともよろしくお願いいたします。

引き続きまして、ただいまより八潮市農業委員会9月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。本日の出席者は14名でございます。定足数に達しております。本日の農業委員会は成立していますことをご報告させていただきます。

なお、11番、荻野勝利委員から欠席の連絡を受けておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 委員の皆様には、研修、お疲れさまでございました。

私ども農業委員にとりまして、農地法というのは憲法とする法律でございますので、時間がありましたら、またお目通しをいただければと思います。

先月25日に八潮の夜市が4年ぶりに再開されまして、私も行ってきたのでございますが、とにかく人が出まして、公式発表で5万人ということでございます。何しろお店というか、物売る店舗が少なかったのかもしれないですけども、やたらに長い列ができて、すごく

好評でございました。私事ですけれども、私はフレスポの屋上に車を停めてありまして、7時半ごろ早く出てよかったのですけれども、フレスポを脱出するのに1時間かかりました。

それから、8月30日には農業祭の第1回実行委員会が行われまして、1団体の方はちょっと欠席だったのですけれども、そのほかの委員の方は全て出席していただきまして、皆様のご意見を一人一人お伺いいたしまして、皆さん、しばらくやってないので、やったほうがいいんじゃないか、いろいろ意見をいただきまして、開催に向けて一致しましたので、12月3日、農業祭を行いますので、委員の皆様にはまたご協力をいただきたいと思います。

それから、9月11日月曜日には、羽生での農地利用最適化活動活性化研修会に、鈴木新一委員、鈴木隆委員、田中幸夫委員、松田委員にはお忙しい中をご出席していただきましてありがとうございます。

今朝はちょっと涼しかったですね、さわやかな感じを覚えたんですけれども、今年は暑いということで、お米のほうも概算金は上がったんですけれども、等級が1等米が少なくて、JAさいかつ管内では2等米が増えて、もっと北へ行くと3等米というような状況のようでございます。そういう中でございますけれども、これから農作業のしやすい陽気になると思いますので、またご自愛いただきながらやっていただきたいと思います。

では、本日どうぞよろしく願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

ここで、先月の改選後最初の総会で、委員の皆様のご互選により会長職務代理が鈴木新一委員に決定したところでございますが、先月ご都合により欠席されておりましたので、改めて就任のご挨拶をいただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○会長代理 はい、わかりました

○事務局長 それでは、鈴木会長職務代理、お願いいたします。

○会長代理 先月総会には、体調を崩してしまいまして、ご心配、ご迷惑をおかけしました。

これからももうちょっと暑い日が続くと思いますので、また、インフルエンザも流行しているようなので、皆さんも体調には気をつけていただきたいと思います。

もっと早く言えばいいのですけれども、会長代理に推薦いただきましてありがとうございます。身に余る役職ですので、ちょっとどうなのかなと思っていますけれども、皆様のご指導とご協力で何とかこなしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、次に傍聴者の報告でございます。

本日の傍聴者につきましては、出席の方がおりません。ご報告を申し上げます。

それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願います。

- | | |
|---|---------------------|
| ① 八潮市農業委員会 9月総会次第 | A 4 横 |
| ② 生産緑地地区の都市計画の変更（案）について（協議） | （資料 - 1） |
| ③ 草加都市計画生産緑地地区の変更について | （資料 - 2） |
| ④ 令和5年度八潮市農業委員会農地パトロール実施要領
パトロール報告書+担当地区地図 | （資料 - 3）
資料No.なし |
| ⑤ 農業災害対策マニュアル | （資料 - 4） |
| ⑥ 審議会等委員一覧 | （資料 - 5） |
| ⑦ 八潮市農業委員会名簿 | （資料 - 6） |
| ⑧ 令和5年度「女性の新任委員初任者研修会」の開催について | （資料 - 7） |
| ⑨ （8月の資料 - 11の写し）四市町農政研究会合同研修会の開催について（通知） | 資料No.なし |
| ⑩ （封筒の中）手帳（新任委員のみ）、身分証明書+名刺 | 資料No.なし |

新任委員の方につきましては、封筒の中に手帳と身分証明書と名刺が入っております。
引き続きの方につきましては、身分証明書と名刺が入っております。

先月の総会後に撮影させていただきました顔写真を身分証明書に添付しております。後で手帳に挟み入れていただきたいと思っております。新任委員の方はあらかじめ手帳の中に添付させていただきましたので、ご確認ください。

名刺は、1人10枚用意させていただきました。来月6日の四市町農政研究会の会場で使うことがあるかもしれませんので、当日はご用意ください。また、この先名刺がもっと必要になった際は、事務局にご連絡いただければお作りをいたしますので、お声がけください。

- | | |
|----------------------|---------|
| ⑪ 農業委員会活動記録簿（9～10月分） | 資料No.なし |
|----------------------|---------|

- ⑫ 口座振替払依頼書、マイナンバーカードの写しをご返却いたします。

その他といたしまして、農地パトロール用手提げバッグの中にクリップボード、赤ペン、腕章が入っておりますので、ご確認ください。

以上、手提げ袋の中身を除きまして11点、新任の方は12点になりますが、資料の漏れ等はありませんでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思っております。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、小早川会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づきまして進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

———— 委員より「はい」の声あり ————

○議長 ありがとうございます。

それでは、2番、鈴木新一委員、14番、荻野透委員にお願いいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いいたします。

○事務局長 はい。

◎議案第13号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件。

番号1、譲受人住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、譲渡人住所・氏名、〇名いらっしやいまして、〇〇〇番〇号、持分〇分の〇、〇〇〇、〇〇〇番〇号、持分〇分の〇、〇〇〇、〇〇〇番〇号、持分〇分の〇、〇〇〇、土地の所在、〇〇〇、登記地目、田、現況地目、田、地積〇〇平米、同じく〇〇〇、登記地目、田、現況地目、田、地積〇〇平米、合計〇〇〇平米になります。権利の内容は所有権の移転です。

申請事由は、農業経営の充実を図るということで、経営規模拡大でございます。意思決定の根拠としまして、申請人の耕作面積は〇〇〇平米、従事者が〇〇〇と〇〇さん〇〇合わせて〇人、従事日数は540日となっております。所有農機具はトラクターが1台、耕運機1台、田植え機1台、コンバイン1台、防除機2台などを所有していらっしやいまして、ネギ苗、トマト、イチゴなどを作っていらっしやいます。

次に、場所の説明をいたしますが、市役所の○側の出口を○折しまして○方向に進みます。○○○の交差点を○折して○○○線を○に向かいまして、○○○一つ手前の交差点を○折しまして○○方向に向かいます。一つ目の信号を○折して○○○を直進し、○○の交差点に到達しますが、そのまま○○○を真っすぐ進みまして、○○○まで進みます。○○○の○に○○がありますが、その○側○○○の○側の着色した箇所となります。ご覧のように申請地の○側は水路になっておりまして、出入りする道路は着色した部分の○側になるんですけども、一面垣根のようになっていて中はよく見れないような状態です。

1枚めくっていただいて、3ページ、これは○○○側の水路のほうから撮った写真なんですけれども、○○○の形になっていまして、現在道路側のほうからは入れない状況です。許可後は、この道路側の木を切って出入りするものと思われまして、また、こちらの地目は田ですが、ご覧のように現地は畑となっております。草が刈り取られた状態となっております。事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の7番、新井孝美委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいたします。

○7番（新井孝美委員） 7番、新井です。

20日に事務局から連絡があり、同日現地調査を行ってまいりました。

事務局と同じなので、申請場所の北側の駐車場からでなくては見えなくて、こっちのほうから見ていますんですけども、南側の垣根が道路に面しているんですけども、どう生えたのかなという感じで、草等は1か月くらいきれいになっている状態だったんですけども、東側、写真の木が写っているほうから生えてきたのではないかと。現状としてはガラもちょっと見えるところもあったんですけども、きれいな状態で、○側の田んぼに向かって○側です、水田のほうにはブロックで土留めをしてあるので泥の流出等はなかったのですが、まだ田んぼを行っています。今度は南側から入り口をつくるでしょうから、大丈夫だと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と7番、新井孝美委員より農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきまして説明がございました。

何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

何点か質問があるんですけども、まずは従事者4人となっておりますが、許可のつながりでも、4人の関係でもいいから、教えてもらえますか。

○事務局 申請者ご本人、申請者の○、申請者の○○、○○○の合計4人です。農地台帳のとおりです。

○3番（大塚一宏委員） 現にやっているのを見たことがないので。

○事務局 農地台帳ではそう申告されております。

○3番（大塚一宏委員） それと現況が一応田んぼになっているのですが、委員の言ったとおり、私は見に行ったんですよ、近くだったので。埋められていて、強いて言えば畑だとして、耕作品目は何になっていますか。

○事務局 トマト、イチゴ、ネギ苗と書かれています。

○3番（大塚一宏委員） はい、分かりました。

○議長 ほかにございますか。

○2番（鈴木新一委員） この人はイチゴと言いましたが、イチゴの栽培経験があるんですか。

○事務局 栽培計画ですか。

○議長 いや、栽培経験。

○7番（新井孝美委員） ○○のほうのハウスで、○○のイチゴ振興センターの方の指導を受けながらやっている。

○3番（大塚一宏委員） 現にイチゴ狩りをやっています、中で。

○7番（新井孝美委員） 東側で苗木を植えるという。

○議長 そこで苗をつくっているんですね。

○2番（鈴木新一委員） 今言った作物というのは作付の計画の。

○事務局 現在やられている作物も農地台帳のほうには入れられています。今回計画したのも同じ作物です。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、ないようですので、挙手にて採決をしたいと思えます。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

——— 挙手全員 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎協議事項

○議長 次に、次第6、協議事項にまいります。

協議事項、生産緑地地区に関する都市計画の変更につきましては、生産緑地法施行規則第1条の規定により農業委員会の意見を聞くことができるとされているところでございます。

本日は、公園みどり課の職員が来られましたので、説明をお願いいたします。

○公園みどり課長 皆さん、こんにちは。

公園みどり課長をしております内海でございます。

農業委員の皆様におかれましては日頃大変お世話になっております。ありがとうございます。

本日は、生産緑地地区の都市計画の変更案を作成しましたので、生産緑地法施行規則第1条に基づきまして、農業委員の皆様にご意見を伺うものでございます。

概要といたしましては、変更が10件、廃止が10件、追加が2件となっております。

それでは、詳細については担当より説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○公園みどり課計画係 公園みどり課計画係の福岡です。

それでは、生産緑地地区の都市計画の変更の説明をさせていただきます。

今回内容が多いので、10分ほどご説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。着座にて失礼いたします。

お手元の配付資料1、草加都市計画生産緑地地区の変更についてをご覧ください。

こちらは既に9月4日付で農業委員会の会長様宛てに協議の依頼をしております、生産緑地地区に関する都市計画変更の案につきまして、農業委員の皆様にご意見を求めるものでございます。

まず、資料1の1ページ目の右上の様式7になっている草加都市計画生産緑地地区の変更（八潮市決定）をご覧ください。こちらは生産緑地地区の都市計画変更案となっております。

今回の変更は、地区の変更、地区の廃止、地区の追加となっております。

それでは、資料1の2ページ目の右上が様式9となっている変更概要書と資料2の1ページ目の変更概要図をご用意いただき、並べてご覧ください。

資料1の変更概要書は、左から地区の名称、変更の内容となっております、地区ごとに変更の内容が記載されております。

資料2の変更概要図は、黄色の着色箇所は廃止箇所、残りの赤線に囲まれた箇所は変更後の区域となっております。

まず、資料1の変更概要書の2ページ目の一番上の八潮〇〇〇号生産緑地地区と資料2の変更概要図の1ページ目を併せてご覧ください。

変更概要書の右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い

まして、面積0.85ヘクタールのうち約0.10ヘクタールを削除しまして、約0.75ヘクタールへの変更となります。

次に、変更概要書2ページ目の上から2行目の〇〇〇号生産緑地地区と変更概要図の2ページ目を併せてご覧ください。

右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限解除に伴いまして、面積約0.09ヘクタールへの廃止となります。

続きまして、変更概要書の2ページ目の上から3行目の〇〇〇号生産緑地地区と同じく変更概要図の2ページ目を併せてご覧ください。

右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.13ヘクタールへの廃止となります。

次に、変更概要書の2ページ目の上から4行目の〇〇〇号生産緑地地区と、変更概要図の3ページ目を併せてご覧ください。

右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.09ヘクタールへの廃止となります。

続きまして、変更概要書の2ページ目の上から5行目の〇〇〇号生産緑地地区と変更概要図の4ページ目を併せてご覧ください。

右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.13ヘクタールのうち約0.08ヘクタールを削除しまして、約0.05ヘクタールへの変更となります。

続きまして、変更概要書の2ページ目の上から6行目の〇〇〇号生産緑地地区と変更概要図の5ページ目を併せてご覧ください。

右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.11ヘクタールへの廃止となります。

続きまして、変更概要書の2ページ目の上から7行目の〇〇〇号生産緑地地区と同じく変更概要図の5ページ目を併せてご覧ください。

右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.15ヘクタールのうち約0.01ヘクタールを削除し、約0.14ヘクタールへの変更となります。

続きまして、変更概要書の3ページ目の一番上の〇〇〇号生産緑地地区と変更概要図の6ページ目を併せてご覧ください。

右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.09ヘクタールのうち約0.05ヘクタールを削除し、約0.04ヘクタールへの変更となります。

続きまして、変更概要書の3ページ目の上から2行目の〇〇〇号生産緑地地区と変更概要図の7ページ目を併せてご覧ください。

右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.05ヘクタールのうち約0.01ヘクタールを削除し、約0.04ヘクタールの変更となります。

続きまして、変更概要書の3ページ目の上から3行目の〇〇〇号生産緑地地区と変更概要図の8ページ目を併せてご覧ください。

右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.05ヘクタールへの廃止となります。

続きまして、変更概要書の3ページ目の上から4行目の〇〇〇号生産緑地地区と変更概要図の9ページ目を併せてご覧ください。

右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.14ヘクタールへの廃止となります。

続きまして、変更概要書の3ページ目の上から5行目の〇〇〇号生産緑地地区と同じく変更概要図の9ページ目を併せてご覧ください。

右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.08ヘクタールへの廃止となります。

続きまして、変更概要書の4ページ目の一番上の〇〇〇号生産緑地地区と変更概要図の10ページ目を併せてご覧ください。

右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.22ヘクタールのうち約0.14ヘクタールを削除しまして、約0.08ヘクタールへの変更となります。

続きまして、変更概要書の4ページ目の上から2行目の〇〇〇号生産緑地地区と同じく変更概要図の10ページ目を併せてご覧ください。

右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.08ヘクタールへの廃止となります。

続きまして、変更概要書の4ページ目の上から3行目の〇〇〇号生産緑地地区と変更概要図の11ページ目を併せてご覧ください。

右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.34ヘクタールのうち約0.05ヘクタールを削除し、約0.29ヘクタールへの変更となります。

続きまして、変更概要書の4ページ目の上から4行目の〇〇〇号生産緑地地区と変更概要図の12ページ目を併せてご覧ください。

右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.07ヘクタールへの廃止となります。

続きまして、変更概要書の4ページ目の上から5行目の〇〇〇号生産緑地地区と変更概要図の13ページ目を併せてご覧ください。

右側の変更内容は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、面積約0.05ヘクタールへの廃止となります。

続きまして、変更概要書の5ページ目の一番上の1行目から3行目の〇〇〇号、〇〇〇号、〇〇〇号生産緑地地区と変更概要図の14ページ目を併せてご覧ください。関連性が高いため併せて説明いたします。

位置としましては〇〇〇の〇〇となりまして、黄色で着色しました〇〇〇号から、中央の赤線の〇〇〇号と西側の赤線で囲われた〇〇〇号、東側の赤線で囲われた〇〇〇号へ3つに分かれます。こちらは区画整理地内となっております、従前地が黄色の着色した部分になりまして、赤線で囲われた部分が換地となっております。〇〇〇号の生産緑地は使用収益が開始されたため、面積約0.19ヘクタールのうち約0.03ヘクタールを削除し、〇〇〇号を約0.01ヘクタール、〇〇〇号を約0.06ヘクタール、〇〇〇号を約0.09ヘクタールへの変更となっております。

詳細は記載のとおりとなっております。

続きまして、変更概要書の5ページ目の上から4行目の八潮〇〇〇号生産緑地地区と変更概要図の15ページ目を併せてご覧ください。

位置としましては、〇〇〇の〇〇となっております、追加指定箇所を赤色で着色しまして、黄色で着色した変更前の箇所と合わせて〇〇〇号としました。

右側の変更内容は、八潮市生産緑地地区追加指定基準に基づきまして面積約0.03ヘクタールを追加しまして、約0.04ヘクタールへの変更となっております。

続きまして、変更概要書の5ページ目の上から5行目の〇〇〇号生産緑地地区と変更概要図の16ページ目を併せてご覧ください。

位置としましては、〇〇〇交差点の〇となり、赤色で着色された箇所となっております。

右側の変更内容は、八潮市生産緑地地区追加指定基準に基づきまして面積約0.2ヘクタールが追加となっております。

続きまして、資料1の6ページ目の生産緑地地区の面積及びその推移をご覧ください。

こちらの表につきましては、平成4年に生産緑地地区都市計画の決定を行ってからこれまでの地区数及び面積の推移となっております。

続きまして、7ページ目をめくっていただき、表の下段の令和4年11月29日の欄をご覧ください。

地区数175地区、面積26.05ヘクタールとなっております。今回の都市計画変更により、地区数は168地区となっております、面積は1.13ヘクタール減り、24.92ヘクタールとなる予定です。

続きまして、8ページ目からの参考資料につきましては、今回説明させていただいた地区

の住所や所有者の一覧ですので、後ほどご覧いただければと思います。

生産緑地地区の変更についての説明は以上となります。

○議長 ありがとうございます。

ただいま公園みどり課より生産緑地地区の都市計画の変更（案）の説明がございましたが、何か質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

2番、鈴木委員。

○2番（鈴木新一委員） 現在の生産緑地の指定に当たって、一団の農地の面積要件はいくつですか。

○公園みどり課長 生産緑地の最低面積は300平米です。

○2番（鈴木新一委員） 300平米ですか、分かりました。

○議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 よろしいですか。

それでは、今回の生産緑地地区の都市計画の変更（案）につきましては、「支障なし」ということでお願いいたします。

○公園みどり課長 ありがとうございます。

○議長 公園みどり課の職員の皆様、ありがとうございます。

——— 公園みどり課職員退室 ———

◎転用等届出受理報告について

○議長 それでは、次に、次第7、転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、総会次第の4ページ目をお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、1件報告がありました。届出人は〇〇の〇〇〇さんです。土地は〇〇〇字〇〇〇番ほか〇筆につきまして届出がありました。

権利取得につきましては、令和5年4月16日に相続により取得したもので、斡旋希望につきましてはございません。本申請について、令和5年8月21日に届出があり、同年8月23日に受理をしました。権利を取得した者は、〇〇〇さんです。

次に、次第の5ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり、ご覧の15件について受理しました。内訳につきましては、倉庫1件、物置1件、駐車場1件、共同住宅敷地2件、住宅敷地8件、店舗1件、道路1件、事務所1件です。このうち番号1番から7番につきましては、同じ方による譲受人、譲渡人の届け出がされておりますが、これは土地の所在、転用目的が異なるため、それぞれ分けて申請したものでございます。

続きまして、資料の8ページをお開きください。

報告第3号 農地転用許可後の工事完了届についてご報告します。こちらは、7月総会でご審議いただき、8月に許可がおりた案件でございます。〇〇〇番の〇〇〇さんによる駐車場の転用申請であります。令和5年7月13日に申請され、7月25日の総会で審議を行い、7月26日に県へ進達、8月15日に許可が下りたものです。工事完了届を8月22日に受理いたしましたので、このたびご報告するものです。

○議長 ありがとうございます。

ただいまから5分間ほど時間を設けますので、転用等届出受理報告のお目通しをお願いします。

———— 資料確認 ————

○議長 何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

○4番（齋藤富子委員） 4番、齋藤です。

〇〇〇さんから〇〇さんに変えるということはこれは贈与なんですか。税金はかからないというのは前に聞いたんです。贈与なんですか、全部変えたみたいなんです。

○事務局 そうですか。一応こちらのほうでは、届出書には所有権の移転とだけしか書いてないんですけれども、詳細はわかりません。

○議長 ほかにございせんか。

○8番（鈴木 隆委員） 8番、鈴木です。

7ページの15番、〇〇〇さんの件なんですけれども、これは面積が〇〇の売買なんですけれども、この〇〇って本当に少ない面積なんですよ。これはどういう関係の売買なのか。それをちょっとお願いします。

○2番（鈴木新一委員） 塀がずれちゃっているんですね。それでこの場合は売買のときはその分をマイナスさせて行ったということを知ったことがあります。

○8番（鈴木 隆委員） ちょっと説明を。

○事務局 こちらは1回、〇〇さんが生産緑地を、ほかの場所と一緒に、ここの〇〇〇という

ところに引き渡したんです。それを何か事情があつてか、〇〇〇さん、今度また〇〇さんに戻すということになっているんですけども、〇〇、半端な土地なので、最初は売る予定だったんですけども、ちょっとどういう事情か分かりません。

○8番（鈴木 隆委員） ブロックかなんか、動かすのが大変だからなっちゃったのかだと思います。ブロックをやるより安い。分かりました、ありがとうございます。なかなかこれだけ少ないのはないので。

○議長 よろしいですか。
ほかに。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、転用等届出受理報告は終わりいたします。

◎その他

○議長 続きまして、次第8のその他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が3件、報告事項が2件、協議事項が1件ございます。

初めに、報告事項、先月の生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの依頼の結果について、事務局より報告をお願いします。

○事務局 先月の生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの依頼、2件ありまして、〇〇〇の〇〇〇号生産緑地地区、先ほどの説明の一番最初にも出てきたと思うんです。ここと、あと〇〇〇土地区画整理事業地内の〇〇〇号生産緑地地区、この2か所あったんですけども、この2か所とも取得のあっせんの報告がきておりませんので、該当なしということで公園みどり課のほうに回答することを報告させていただきます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

次に、依頼事項、農地パトロールについて、事務局、説明をお願いします。

○事務局 資料3と、あとホチキス止めしたパトロール報告書と、後ろに各委員さんの担当地区の地図がついていると思うんですけども、そちらをご用意ください。まず、資料3のほうです。農地パトロール実施要領の、最初に裏側をご覧ください。資料3の裏側に参考として、ほぼ真ん中のところに農地法抜粋とありますが、利用状況調査、第三十条というところに、「農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況について調査を行わなければならない」とされております。これを受けての今回の農地パトロールとなります。

それで担当地区について、1点だけご承知おきいただきたいところがございます、これは最初の総会で担当地区を決めさせていただいたところなんですけれども、中川堤外の木曽根地区というのは、町会の区分けで指定されていないんですね。それなので、木曽根地区の中川堤外については、申し訳ないですけれども、上半分と下半分に分けましたので、中川堤外木曽根の上半分を荻野透委員に担当していただいて、下側の半分を荻野勝利委員に担当していただく形をとらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、調査のほうを説明してまいります。調査していただくのは、担当地区内の遊休農地、遊休農地と言いますのはどういうものかと言いますと、現に耕作されておらず、かつ今後も耕作される見込みのない農地のことですので、例えばちょっと作付の間で時間が空いちちゃって草が生えたとか、農業者の方がちょっと体調が悪くて、少し草が伸びちゃった、そういうこの先耕作されるの見込まれるようなところは報告されないようにお願いします。主に、著しく草が伸びて周辺の農地に迷惑をかけている、そのような農地を優先的に報告していただきたいと思います。そのほかにも遊休農地以外に不法投棄とか、違反転用があれば、報告書に書いていただきたいと思います。また、道路に接して立ち木等に塞がれ、立入り困難な場所は調査されなくても結構です。

次に、作業の仕方について説明いたします。まず、皆さんにお配りさせていただいた地図のほう、あと報告書のほうに黒丸で白色の数字が書かれている方がいると思うんですけれども、ない方もいらっしゃると思います。黒丸の数字につきましては過去に指摘があった箇所なので、その場所をまず要注意箇所として確認していただきたいと思います。現地の様子を見まして、もし改善されていれば、まず地図のほうに赤ペン、今日配付させていただいた手提げバッグの中に赤ペンが入っていますので、あと紙を挟むクリップボードですね、ここに資料を挟んでいただいて、備えさせていただいた赤ペンでよくなっていればマル、駄目だったらバツと赤ペンで記入してください。

続いて、報告書のほうです。表の報告書にもマル、またはバツと書いていただいて、あと報告書の上のほうに記入例があると思うんですが、記入例に倣って現地の様子もメモしてください。それがまず地図と報告書に黒丸の数字がある場合です。

次に、新たな遊休農地が発見された場合です。新たな遊休農地が発見されましたら、まず、地図上に遊休農地と思われる畑の部分を赤ペンで四角く、こちらも形状に合わせて囲っていただいて、そこにバツと記入して、それとともに通し番号を書いてください。その通し番号に合わせて、報告書のほうにもナンバーと、あと住所ですね。住所は地図が小さくて読めないところもあると思うので、そこは無理に書かれなくても結構ですので、地図のほうに枠を囲っていただければ、後で事務局のほうで確認しますので、番地は分かる範囲で書いていただければ結構です。その後、報告書のほうにもバツと現地の様子を記入例に倣って書いてい

ただきたいと思います。

市街化区域内については、対象となるのは生産緑地のみで、あらかじめ蛍光ペンで着色させていただきました。ただ、生産緑地の場所は特に区画整理中のところだと、例えば施行者が、施行者は市とかですね、資材置場として借りていたり、仮換地の過程でほかの場所に移っていたりで、現地にはない場所とかもありますので、生産緑地については必ずしも地図上にないと思われまますので、その点はご了承願います。

こちらは、以前は同じ日に集まっていたいて、車に何人かで便乗して班に分かれてやっただけですけども、コロナ禍になってから個人個人で回っていただいております、今年も同様に各委員が担当地区をパトロールしていただく形をお願いします。都合のよい日を選んでいただいて、パトロールして報告書を仕上げてください、来月の総会10月25日までに提出いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

手提げバッグの中に腕章も入っていますので、腕章をつけたほうがパトロールしやすいという場合は、使ってくださいパトロールしていただきたいと思います。くれぐれも安全に注意して回られるようお願いいたします。パトロールの説明は以上です。

○議長 ただいま農地パトロールについて説明がございました。何か質問はございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 よろしいですか。

それでは、皆さんお忙しい中とは思いますが、今事務局が申したように安全には十分気をつけてパトロールをしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、報告事項2件目、農業災害マニュアルについて、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局 資料の4をご覧ください。

保存用、農業災害対策マニュアルというのがありますけれども、これは何かといいますと、台風とか災害になったとき、うちのほうと春日部農林振興センターで連絡事項を決めておくため作られているものとなります。こちらのマニュアルの中、ちょっと中身を開いていただいて、3ページのところをご覧ください。この災害対策マニュアルの中で災害情報提供者リストというのを地区ごとに決めさせていただいております、これは農業委員さんのほうにお願いしているところです。これは今回改選に伴い委員さんが替わりましたので、改めてこの情報提供者リストを作り直しましたので、皆さんにお手数をかけますが、情報提供者リストというお役目があるということで認識していただきたくて今回お見せしたものとなります。なので、台風とかあったとき、皆さん、担当地区、どうでしたかとこちらから連絡がいくことがあった際はご協力よろしくお願いいたします。

ただ、1点認識していただきたいのが、責任感を感じて、危ないうち、まだ災害が収まってないうちに無理に確認に行くことは絶対しないようお願いいたします。収まって、半日

遅れでも1日遅れでも全然問題ありませんので、付近が安全になってから確認に行かれるよう、うちのほうも早く行ってくれと催促することはありませんので、その点は間違いなくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして何かご質問がありましたら、お願いします。

—— 委員より意見なし ——

○議長 よろしいですか。

次に、依頼事項2件目、女性の新任委員初任者研修会の開催について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料の7をご覧ください。

令和5年9月20日付で埼玉県農業委員会女性協議会より、令和5年度女性の新任委員初任者研修会の開催についてご案内がございました。

通知文の中で網かけで書いてありますように、新任の女性委員を対象にと書いてありますが、新任の方以外でも、男性の方も参加は可能ですということで依頼がございました。

日時につきましては、10月11日水曜日、14時から16時ということで、こちらの会場、オンラインということで研修のほうを書いてあります。

こちらは綴ってある2枚目、3枚目に日程と研修内容等につきまして書いてあります。一応こちらの会場、第4会議室を、会場を押さえてありますので、この場でもし参加してみたいという方がいらっしゃいましたら、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚ですけれども、これは活動記録の点数に入るんですか。

○事務局 1番の「総会・研修会等の出席」のところに付けられると思いますが、最適化活動の対象となる2番、3番、4番には入らないと思います。

○3番（大塚一宏委員） 付けられない。

○事務局 はい。

○議長 よろしいですか。

この場で出席を取りますか。

○事務局 もし希望者がいればということで、お忙しければ、大丈夫ですが。

○議長 2ページに当日の内容が出ています。

—— 委員より意見なし ——

○議長 よろしいですか、また参加希望の方は事務局のほうに連絡してください。

それでは、依頼事項3件目、四市町農政研究会合同研修会について、事務局より説明をお

願います。

○事務局 資料のほうは8月の資料11と書いてあるもので、先月お配りしたものと同じなんですけれども、間近に迫ってまいりまして、10月6日の四市町農政研究会、それで出欠について今日中に報告することになっておりますので、出席できる方を確認したいと思います。

10月6日、原則皆さん出席ということをお願いしたいと思うんですが、ご都合で出席できない方いらっしゃいますか……、ほかの方、大丈夫ですね。では、よろしく願います。それで〇〇〇さんのバスが八潮市に2時15分に来ることなので、メセナ前の駐車場に来ることになっておりますので、2時15分に間に合うようにメセナ前の、現在の役所の駐車場ですね、そちらのほうにお集りいただきたいと思います。それで向こうに到着すると名札を渡されて、そこに名刺を挟むようになっているんですけども、その名札用の名刺は、あらかじめ事務局で1部ずつ抜かせていただきましたので、当日の名札は事務局でセッティングできますので、大丈夫です。

—— 委員より「ネクタイは」の声あり ——

○事務局 まだ10月もクールビズ期間なので、着用されなくて大丈夫です。

○3番（大塚一宏委員） ネクタイを締めてくる人が多いかもしれないです。

○議長 それでは、協議事項、農業祭における農業委員会の啓発事業について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、改めまして説明させていただきます。

今回の農業祭は令和元年以来の開催ということで、これまで毎年農業祭におきまして農業委員会のほうから啓発事業として米の無料配布をしておりました。やり方は、慶弔費より2万円を支出しまして、1袋300グラムの米を配布しておりました。ちなみに最後にやった令和元年は、300グラムの米を2万円のできるだけということで、このときは176袋配布しております。今回、元年以来の開催ということなのですが、同様に農業委員会の事業として米の無料配布を実施するかどうか、その辺をご協議いただきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長 ただいま事務局から説明がございましたように、お米の無料配布です。これを従前どおり実施しますか。

—— 委員より意見多数あり ——

○議長 無料配布というと、2か所くらいでやると……、農業委員会で何かほかのことをやりますか。

○3番（大塚一宏委員） どうですかね。

○議長 何かご意見があれば。

○3番（大塚一宏委員） 個人的な意見を言わせてもらえば、何をやるか……、実際は農業委

員会だから……、これまではそれを目当てで来てくれる人もいるから、そんなに……

- 議長 農商工連携でやるでしょう、従前どおりのやり方もどうかと思うけれどもね。であれば、農業委員会としても令和元年のように無料配布、慶弔費2万円か、それくらいの範囲でやる、そういうことでよろしいですか。

——— 委員より「はい」の声あり ———

- 議長 では、そういうことでお願いします。
- 6番（飯山敏行委員） 大塚さんのお米を買っちゃって、それを……
- 7番（新井孝美委員） こっちのほうが食味がいいから。
- 3番（大塚一宏委員） 2万円か。
- 事務局 元年は176袋。
- 3番（大塚一宏委員） だから、何キロ。
- 事務局 300グラム。
- 3番（大塚一宏委員） 違う、違う、こっちで何キロ用意すればいいの。1俵、1俵出せば大丈夫ですか。
- 8番（鈴木 隆委員） そう、50キロくらい。
- 事務局 2万円です。
- 3番（大塚一宏委員） 2万円……。
- 8番（鈴木 隆委員） 今1万円しないから。
- 3番（大塚一宏委員） では、小袋にするのか。
- 2番（鈴木新一委員） それはできない、うちでは。
- 3番（大塚一宏委員） あれは農協で。
- 事務局 直売所をお願いして作ってもらう。
- 3番（大塚一宏委員） 直売所でやってくれるの。
- 議長 その辺はまた改めて話し合ひましょう。

最後になりますが、次回の日程について、事務局よりお願いいたします。

- 事務局 次回につきましては令和5年10月25日水曜日、午後2時より、今日と同じ八潮市役所第2会議室で開催します。よろしく申し上げます。

- 議長 ただいま事務局より10月の農業委員会の総会についてのご案内がありました。

それでは、最後に皆様から全体を通しまして何かございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

- 議長 それでは、これにて議長の席を下ろさせていただきます。皆様のご協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には研修に引き続き慎重な審議していただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を鈴木新一会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（鈴木新一委員） ちょっと長くなって申し訳ないですが、9月11日に、先ほど紹介していただきました、私と鈴木隆さんと松田さんと田中さんと、あと事務局の清水さん5人で羽生市に研修に行ってきました。一応報告しなければいけないかなと思って。

全農の〇〇さんという方が見えましたが、随分忙しいようで、同じ全農の〇〇さんという方が代理で来られて、相談役らしいのですけれども、耕作できるうちに耕作できるひとに農業をつないでほしいという話でした、簡単に言っちゃうと。八潮市では売買は難しいと思いますけれども、賃貸は可能となっておりますので、我々もそこに期待される場所があるのかなと思います。

それから、もう一つ、たまにNHKで農業問題なんかをやるときに出てくる農水省の職員として15年勤めていたらしいのですけれども、今は東京大学大学院の教授をやっている〇〇さんという方なんですけれども、日本ではやらないゲノム編集した食品とか、それから、発がん性物質の薬品を使っている輸入品が多いとか、そういった話、あと種子を含めてゲノム編集して、その種子を、皆さん知っているでしょうけれども、外国産の種子を使っている方もいると思いますけれども、それを含めると自給率が10%を切るという話です。私も二、三十年前に農政課にいたんですけれども、そのころからそういう話があって、東大の先生も研究されているので、そういうのはいまだにあまり変わらないのかなという話がありましたので、そういった意味でこういう地域でも農地を保全する意味が大きいのかなと思いました。

一応そういう簡単な報告を申し上げます。

それでは、今日は研修会、それから、総会ということで長い時間、お疲れさまでした。

○事務局長 ありがとうございました。

これにて散会いたします。皆様大変お疲れさまでした。

閉会 午後5時09分